

⑤感染防止資材

衛生用品等の医療機関等への配布【健康政策課／健康づくり課】

・2年1月下旬から手指消毒液等の衛生用品の供給が不足し、医療機関において衛生用品の調達が困難となったことから、都の購入物資及び都備蓄品を経由配達するとともに、健康部においても物資を購入し配布（2年3月～継続）

時期	措置内容	概要
2年3月～継続	都の購入物資及び都備蓄品の配達、健康部購入物資の配達	・関係機関における毎週の在庫管理に基づき、区内病院、新宿区医師会及び区内歯科医師会に個人防護具、マスク、手袋、フェイスシールド、ガウン、消毒液など衛生用品等を配達
2年4月～継続	衛生用品代替使用の容認	・厚生労働省は、新型コロナウイルスの流行期におけるマスク・消毒用アルコール等の供給不足を受けて、手指消毒用エタノールとして高濃度エタノールの代替使用を容認
3年12月	備蓄用衛生用品等の購入及び配布	・感染症の大規模発生時における区内診療所等の迅速な医療提供確保のため、新宿区医師会所属の約200診療所等にマスク、消毒用エタノール、アルコール除菌剤、非接触型体温計、サーボカルガウンセットなどの備蓄用衛生用品等を購入し配布（3年度に限り実施）



サーボカルガウンセット



衛生用品セット

衛生用品等一括購入

●マスク・手指消毒液【危機管理課】

- ・2年1月下旬から全国的にマスク等の衛生用品の供給が不足し、衛生用品の調達が困難となり、福祉施設、介護事業所、児童施設及び区出先施設等において、業務遂行上不可欠な衛生用品がひつ迫したことから、各所に配布し活用するため、危機管理課で不織布マスク及び手指消毒液を購入

【不織布マスク】

購入時期	購入数
2年4月	360,000枚
2年5月	500,000枚
合計	860,000枚



不織布マスク

【手指消毒液】

購入時期	購入数							
	400ml	480ml	500ml	1,000ml	4ℓ	16ℓ	17ℓ	18ℓ
2年2月			120本	15本				
2年3月	10,000本		260本			9本		
2年4月			100本					
2年5月		300本			30本			70本
2年6月							200本	50本
2年8月				2,000本				
合計	10,000本	300本	480本	2,015本	30本	9本	200本	120本

●簡易窓口用パーテーション【総務課】

- ・窓口における飛沫感染予防のため、窓口等にアクリルパーテーション等を設置

開始時期	措置内容	概要
2年4月	アクリルパーテーションの設置	・最も来庁者が多い戸籍住民課の全ての窓口にアクリルパーテーションを設置

2年5月	ビニールスクリーンの設置	・製品不足によりアクリルパーテーションの設置が困難な状況であったため、本庁舎、第一分庁舎及び第二分庁舎のカウンター窓口（127か所）にビニールスクリーンを設置
------	--------------	---



ビニールスクリーン

● 非接触型温度計【危機管理課】

- ・2年1月下旬から全国的に衛生用品の供給が不足し、各部において衛生用品の調達が困難となり、区職員及び施設利用者の施設利用時の検温を実施するため、危機管理課で非接触型温度計を購入

購入時期	購入数
2年6月	1,000個



非接触型温度計

● 二酸化炭素濃度測定器・非接触型検温器【総務課／危機管理課】

- ・4年6月以降の新規感染者数の急増を受け、執務室等の換気や施設利用者（来庁者）自身による検温・手指消毒を徹底し、各施設での感染拡大防止を図るため、必要な機器を配備

配付時期	購入品目	概要
4年8月中旬	二酸化炭素濃度測定器	・4年7月14日開催の新型コロナウイルス感染症対策分科会基本的対処方針分科会において「感染拡大防止のための効果的な換気について」が示されたことを受けて、各施設の執務室等において換気状況の確認が必要であると判断し、区有施設（230施設）を対象に二酸化炭素濃度測定器を600台購入し、配付

4年 8/10～ 9/7	非接触型検温器	・施設利用者（来庁者）自身に体調管理を徹底してもらうことが、施設内における感染拡大防止につながるものと考え、本庁舎、特別出張所及び高齢者施設など（115施設）を対象に非接触型検温器を150台購入し、配付
-----------------	---------	---



二酸化炭素濃度測定器



非接触型検温器

●個人防護具【危機管理課】

- ・2年1月下旬から全国的に衛生用品の供給が不足し、衛生用品の調達が困難となり、区内でPCR検査を行う医療機関及び感染症指定医療機関等の医療従事者の飛沫感染対策のため、危機管理課で個人防護具（フェイスシールド・プラスチックエプロン）を購入

購入時期	購入数
2年5月	各20,000枚



フェイスシールド



プラスチックエプロン

■ 消毒液等の庁内配付【総務課／衛生課】

- ・不足する消毒液等を庁内へ配付

時期	措置内容	概要
2年3/31～ 継続	執務室内用消毒液等の配付	・執務室での感染予防強化のため、本庁舎、第一分庁舎、第二分庁舎の窓口業務が多い所属に対し、執務室内用消毒液（次亜塩素酸ナトリウムを希釈したもの）及びペーパータオルを配付
2年5/25～ 6/19	消毒用エタノールの配付	・高濃度エタノール（95～99%）を18L×120缶入手し、当時市場での入手が困難となっていた消毒用エタノールを作製（作製量 20L×約115本（希釈総数約2,300L））し、全庁へ配付
2年11/5～ 継続	職員用手指消毒液の配付	・感染予防徹底のため、本庁舎、第一分庁舎、第二分庁舎の各所属に対し、職員用手指消毒液を配付

■ 物資の寄附(マスク・アルコール消毒液等)【危機管理課】

- ・2年1月下旬から3年6月29日まで全国的にマスク等の衛生用品の供給が不足し、衛生用品の調達が困難となり、福祉施設、介護事業所、児童施設、医師会及び窓口対応職員等の業務遂行上不可欠な衛生用品がひっ迫したことから、区に対してマスク等の現物の寄附を申し出た方の厚意を受けて各所に配布し活用するため、寄附物品を受領

【主な寄附受領物品（危機管理課受領）】

寄附物品品目	
①マスク	⑤フェイスシールド
②消毒液	⑥使い捨て手袋
③感染予防用ガウン	⑦その他（健康補助食品）
④防護服	

コ ラ ム

～当事者の声～

本庁舎を封鎖せよ！

(当時) 総務課長 鯨井 庸司

令和2年2月頃からだろうか、中国武漢で白い防護服を着た集団が消毒剤を噴霧し、封鎖された街が真っ白になる映像が頻繁に流れていた。言いようもない恐怖を感じたのを覚えている。

本庁舎等において職員の感染者が確認された場合、消毒は、いつ、どこまで、その方法は？業務は継続できるのか？3月6日に総務課長名で発出した文書で、①直ちに感染者の職場を消毒②翌日の朝までに本庁舎全館消毒③状況により一時窓口を封鎖する、とした。今になってみると、過剰な対応であったことは明らかだが、未知のウイルスに対するリスク管理としては、過剰にせざるを得ない。ただ、冒頭に書いた映像から受けた強烈な印象が、判断に影響したような気もする。

実際、3月6日以降もいくつかの職場で感染者が確認されているが、幸いにも②と③の対応をとらずに済んでいる。改めて、リスク管理の難しさを痛感する。

ちなみに、感染者の確認の有無にかかわらず、本庁舎・第一、二分庁舎では、土日の全館消毒を現在（令和5年10月）も継続している。ウイルスとの闘いに気を緩めてはいけない。